

米国の雇用統計にみる災害の影響

9月雇用統計では雇用者数を一時的に下押し

欧米調査部エコノミスト

田村優衣

03-3591-1418

yui.tamura@mizuho-ri.co.jp

- 2018年9月、米国にはハリケーン「フローレンス」が上陸。東南海岸の2州では大規模な浸水、停電などの被害が発生し、一時的に企業活動が停止していた模様
- 雇用統計の調査対象のうち、被災地域では回答が不可能となる個人や事業所が発生。失業率の押し上げや雇用者数の下押し要因となった可能性あり
- 9月の雇用統計や過去の大規模災害時には、被災が反映された月の雇用者数の伸びが縮小。今後の災害発生時にも、一時的な統計の下振れが起こりうる点には留意が必要

1. 米国の8~9月はハリケーン到来期

2018年9月14日、米国ノースカロライナ州にハリケーン「フローレンス」が上陸した。発生当初カテゴリー4とされたフローレンスは、上陸時にはその勢力を弱めたものの、通過地域に甚大な被害をもたらした。被災地域では河川の増水やダムの決壊で住宅地域が冠水し、多数の避難者が発生した¹。また、17日の早朝時点では約49万6千件の住居・事業所が停電状態になったと報道されており²、被災地域での企業活動は一時的に停止していたと考えられる。

米国では例年、8~9月がハリケーン到来の時期となる。2005年8月末の「カトリーナ」をはじめ、近年では2017年8月中旬の「ハービー」、9月中旬の「イルマ」などでも、猛烈な風雨による浸水・家屋の崩壊や、停電などの大規模な被害を記録している。

ハリケーンが実体経済に与える影響としては、停電に伴う生産活動の停止、物流の寸断による供給遅延、雇用の縮小などが想定される。9月の雇用統計では、非農業部門雇用者数が前月差+13.4万人（前月同+27.0万人）と大幅に縮小した一方で、失業率は3.7%と1969年12月以来の低水準に達した。果たして、ハリケーン・フローレンスの影響は表れているのだろうか。本稿では、自然災害の影響を雇用統計上で捉える際に、重要となる点について整理する。

2. 雇用統計への自然災害の反映

米国の雇用統計は、調査方法により事業所調査、家計調査に分けられている。事業所調査（CES）では事業所の申告に基づき、雇用者数や平均労働時間、平均賃金などが推計される。家計調査（CPS）では個人が調査対象となり、労働力人口、労働参加率や失業者数、失業率などが推計される。調査期間はそれぞれ、事業所調査は毎月12日を含む賃金支払い期間（pay period³）、家計調査は毎月12日を含む暦週（calendar week）とされる。

(1) 事業所調査

事業所調査では、雇用者は「調査対象となる賃金支払い期間に、労働対価の支払いを受けた労働者」とされる。仕事がなく、賃金が支払われなければ、雇用者として計上されない。一方、被災により勤務不可能となり、一時待機・休職状態となった場合でも、調査期間中に賃金が支払われていれば雇用者となる。また、個人は勤務可能でも、事業所が被災し賃金が支払われなければ、雇用者としては計上されない。

被災により事業所が一時的に閉鎖される場合には、一部の回答が得られないことが考えられる。被災により回答が得られなかった事業所については、雇用者数はゼロとして計上される。追って回答が得られ次第その後の推計時に反映される⁴が、被害のあった月の翌月に発表される雇用者数は、一時的に実勢より少なく推計される可能性がある。

被災の影響は雇用者数だけでなく、平均労働時間や平均賃金にも表れうる。被害対応のために、雇用者が労働時間を短縮するケースなどが想定されるが、この場合は労働時間に対する下押し要因となるだろう。また先述の通り、回答不可能であった事業所の雇用者数は、ゼロとして集計される。この事業所は労働時間、賃金についてもゼロとして計上される。調査を担当する労働統計局は、当月のデータがゼロと計上された事業所が、前月に平均より大きくかい離した労働時間・賃金のデータを示していた場合、当月の平均労働時間や平均賃金が上振れ・下振れする可能性があるとして発表している。

(2) 家計調査

家計調査では、失業は「調査回答前の4週間に、就業しておらず、就業可能かつ求職中であること」とされる。図表1は、就業状況による雇用統計上の区分表である。自然災害などで自宅や事業所が被災した場合は、一時的に勤務不可能となることが考えられる。被災により一時待機または休職状態にあるが、後日の復帰が可能な場合は就業者とされる。被災した自宅の片づけや復旧作業に従事するため、就労が不可能となった場合には、非労働力人口として計上される。この場合、「就労不可能」とは、被災により復帰の見通しが立たず、仕事を辞めざるを得ないといった場合が該当するとみられる。

被災により労働力人口の一部が非労働力人口として計上されれば、労働参加率（＝労働力人口/生産年齢人口）が押し下げられる。就業者が一時的に失業者となれば、失業率（＝失業者数/労働力人口）が押し上げられる可能性がある。

被災により回答が不可能な個人については、調査対象から除外され、回答が得られた個人のウェイトが大きくなるよう調整して推計される。労働統計局によれば、回答可能であった個人の就労状況が

図表1 家計調査における就労状況の区分

就業者	通常通り勤務	就業者	労働力人口	生産年齢人口
	一時待機・休職中(復帰可能)			
失業者	就業可能かつ求職活動中	失業者	非労働力人口	
	就業可能だが求職活動中でない			
	就業不可能			

(資料) 米国労働省労働統計局より、みずほ総合研究所作成

就業・失業いずれかに偏っていると、サンプル調整により全体の就業者数や失業者数が過大・過少推計されるなどの影響がある。

3. 9月雇用統計への示唆

冒頭で触れたとおり、9月の雇用統計では雇用者数の伸びが大幅に縮小した一方、失業率は約50年ぶりの低水準となった。平均労働時間は前年比+0.3%（8月同+0.3%）、平均時間当たり賃金は同+2.7%（8月同+2.9%）と、ともに小幅な動きにとどまった。

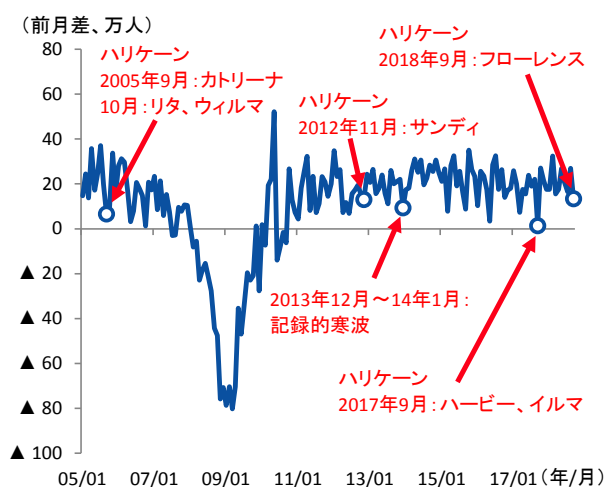
労働統計局は、ハリケーン・フローレンスが余暇・娯楽関連業種の雇用者数に影響を与えたと発表している。実際、余暇・娯楽関連業種では雇用者数が1年ぶりに減少に転じた。過去にもハリケーンによる被害発生時は雇用者数が大幅に減少しており、自然災害の影響を受けやすい業種であるとみられる。なお、8月の雇用者数は伸びが一次推計時から大幅に上方修正されていることから、9月の伸び縮小には、その反動という側面もあるとみている。

過去の大規模災害時⁵を参照すると、一時的に非農業部門雇用者数の伸びが大幅に縮小していたことが確認できる（図表2）。例えば、2017年8月25日に上陸したハービー、9月10日に上陸したイルマは、家計調査・事業所調査ともに2017年9月の雇用統計に影響が反映されている。2017年9月の雇用者数は伸びが極端に縮小したが、翌月は伸びが回復しており、労働需要の強さには影響しなかったようだ。足元の人手不足、労働需給のタイト化といった状況を踏まえれば、2018年9月の雇用者数の伸び縮小も、単月の動きにとどまる可能性が高い。

一方、失業率については、被害により雇用者数の伸びが縮小した月においても、影響は確認できなかった（図表3）。先述したとおり、家計調査では回答が得られなかった個人についてサンプルが調整されることから、被害の影響が表れにくくなっている可能性がある。

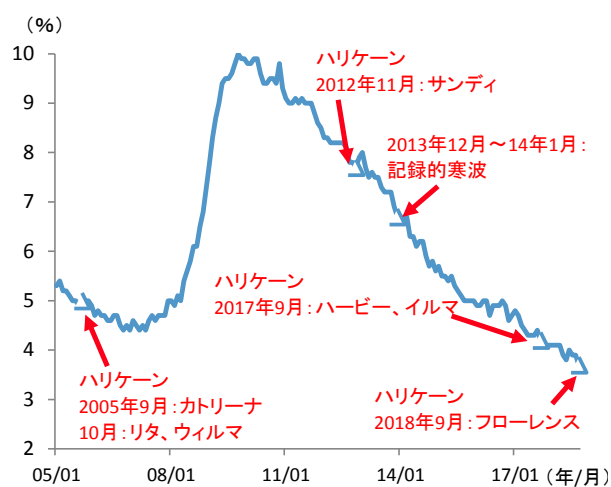
10月の雇用統計については、雇用者数の伸びは回復するとみている。ただし、10月10日にはハリケーン・マイケルがフロリダ州に上陸しており、9月と同様に下押し要因となる可能性がある。また、本稿ではハリケーンによる雇用統計への影響を取り上げたが、その他の指標にも影響が表れうる点に

図表2 非農業部門雇用者数の推移



（資料）米国労働省労働統計局より、みずほ総合研究所作成

図表3 失業率の推移



（資料）米国労働省労働統計局より、みずほ総合研究所作成

は留意が必要である。米国の安全・環境執行局は、ハリケーン・マイケルの上陸に伴い、メキシコ湾岸の石油生産が約 42.3%停止していると発表しており、10月の鉱工業生産指数などが下振れする可能性がある。

【参考文献】

The National Hurricane Center (2018) “2018 Atlantic Hurricane Season”

(<https://www.nhc.noaa.gov/data/tcr/>)

United States Bureau of Labor Statistics (2018) “Comparing employment from the BLS household and payroll surveys” (https://www.bls.gov/web/empsit/ces_cps_trends.htm)

United States Bureau of Labor Statistics (2011) “Effects of Hurricane Katrina on BLS Employment and Unemployment Data Collection and Estimation”

(<https://www.bls.gov/katrina/cpscesquestions.htm#2>)

United States Bureau of Labor Statistics (2018) “Hurricane Florence and September 2018 payroll data” (<https://www.bls.gov/ces/cesflorence.htm>)

United States Bureau of Labor Statistics (2017) “Hurricanes Harvey and Irma and September 2017 payroll data” (<https://www.bls.gov/ces/cesharveyirma.htm>)

United States Bureau of Safety and Environmental Enforcement (2018) “BSEE Reports Hurricane Michael Activity Statistics: Oct.10, 2018”

(<https://www.bsee.gov/newsroom/latest-news/statements-and-releases/press-releases/bsee-report-s-hurricane-michael-1>)

気象庁 (2014) 「2013年12月～2014年1月の北米の顕著な寒波について」

(<https://www.jma.go.jp/jma/press/1401/22a/world20140122.pdf>)

榊原均、中澤哲夫、高野洋雄 (2006) 「ハリケーン・カトリーナについて」 日本気象学会

(https://www.metsoc.jp/tenki/pdf/2006/2006_01_0049.pdf)

¹ Financial Times (2018) “Hurricane Florence leaves trail of devastation as death toll rises”, September 16 (<https://www.ft.com/content/9d0fce24-b8ea-11e8-94b2-17176fbf93f5>)

² Bloomberg (2018) “Florence’s Floods Obscure Damage Inflicted on Carolinas”, September 17 (<https://www.bloomberg.com/news/articles/2018-09-16/rivers-swell-as-deadly-florence-grinds-through-the-carolinas>)

³ 賃金支払い期間 (pay period) の長さは事業所によって異なる。1週間、2週間、月2回などが挙げられるが、労働統計局によれば、主たる期間は2週間とされる。家計調査は調査期間が毎月12日を含む暦週 (calendar week) であるため、家計調査と事業所調査の調査期間は必ずしも一致しない。

⁴ 米国労働統計局は、初回集計 (一次推計) 時に回答が得られなかった事業所について、無回答となった月のデータを継続して集計するとしている。追加で得られた回答は、次回の推計時にサンプルとして利用される。

⁵ 大規模なハリケーンのうち図表中に示していないものについては、労働統計局による影響の発表がなかったもの、または、米国に上陸していても主な被災地域が全国集計対象外のものである。例えば、2017年のハリケーン・マリアは、主要な被災地域がヴァージン諸島、プエルトリコ自治領であった。これらの地域は米国全体の統計値からは除外して集計され、州別統計にのみ反映される。

●当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。本資料のご利用に際しては、ご自身の判断にてなされますようお願い申し上げます。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。なお、当社は本情報を無償でのみ提供しております。当社からの無償の情報提供をお望みにならない場合には、配信停止を希望する旨をお知らせ願います。